

大阪府子ども食費支援事業申込案内 保護者のみなさまへ

物価高騰の影響により、とりわけ子育て世帯の食費も影響を受けているため、大阪府のすべての子どもたちに、米またはその他食料品を給付します。

◆申請受付期間

令和5年3月22日（水）9:00 から6月30日（金）23:59 まで

※郵送の場合は、当日消印有効。

◆給付物品の申込期限

令和5年8月31日（木）まで

※「お米PAY おおさか（お米クーポン）」の使用も令和5年8月31日（木）までです。

※期日までに申込みがなかった場合は、申込辞退とみなします。

◆給付物品

「A お米PAY おおさか（お米クーポン）」または「B その他食料品」

※いずれも税込5,000円相当分（送料を含む）

※お米PAY おおさか（お米クーポン）を使用できる対象は、米だけです。

◆給付対象者の要件、申請手続

申請日において大阪府に在住しており、次のいずれかに該当するもの。

① 18歳以下の子どもの場合

平成16年4月2日以降に生まれた者。

申請手続は「保護者」が行う。

② 妊婦の場合

申請日において妊娠している者（ただし、令和5年3月31日までに妊娠している証明（母子健康手帳等）が必要）。

申請手続は「妊婦本人」が行う。

◆申請の流れ

1. 下記インターネット特設サイトから申し込んでください。（令和5年6月30日まで）

特設サイト：<https://osaka-kodomoshien.com>



2. 大阪府の審査の結果について、あらかじめ登録していただいたメールアドレスにお知らせします。

3. 給付決定された方には、給付物品の申込方法をお知らせしますので、案内に従ってお手続きください。

4. 【給付物品受取サイトにて「A お米PAY おおさか（お米クーポン）」を選択の場合】チャージコードが記載されたメールを送付します。

region PAY アプリ内にて、お米PAY おおさか（お米クーポン）にチャージし、取扱店舗で使用できます。

【給付物品受取サイトにて「B その他食料品」を選択の場合】サイトで選んでいただいた給付物品を送付します。

◆本人確認書類

【給付対象者と申請手続を行う者のそれぞれの本人確認書類が必要】

マイナンバーカード（表面のみ）、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、健康保険・国民健康保険または船員保険等の被保険者証、共済組合証、生活保護受給者証、住民票（世帯主、続柄記載）でマイナンバー非記載のもの・世帯主申請の場合は必須、里親等証明書（里親等は上記の他必須）、母子健康手帳等。

◆申請にあたっての注意事項

- ・申請は、原則オンライン申請です。（できない場合は、下記コールセンターまで連絡してください）
- ・申請は、対象者1人につき1回です。
- ・令和5年4月1日以降に他府県から転入した子どもは、対象者ではありません。
- ・②の妊婦として給付決定した者が出産した子どもは、対象者ではありません。
- ・給付物品は原則対象者の住所へ送付いたします。
- ・給付物品の申込期限までに申込みがなかった場合は、申込辞退とみなします。
- ・給付決定後に要件を満たしていないことが判明した場合は給付決定を取り消します。

◆本事業に関するお問い合わせ先

- ・大阪府子ども食費支援事業コールセンター

TEL:0120-479-208 【開設時間】平日 9:00～18:00（土日祝日除く）

※オンライン申請に対応できない場合は、上記コールセンターまで連絡してください。

- ・FAXでのお問い合わせ（聴覚に障がいのある方等）

FAX：06-6944-9105

※下記FAX送信票を印刷し、「氏名」「問い合わせ内容」「希望する返信方法」等をご記入の上、送信してください。

なお、送信票が印刷できない場合は、下記の様式を参考にして必要事項を記載の上、送信していただくことも可能です。

Word ファイル <https://www.osaka-kodomoshien.com/dl/fax.docx>

PDF ファイル <https://www.osaka-kodomoshien.com/dl/fax.pdf>